

飯塚市地区内輸送コミュニティ交通（穂波・菰田地区）運行業務委託仕様書

- 1 業務名 飯塚市地区内輸送コミュニティ交通（穂波・菰田地区）運行業務 委託
- 2 履行場所 飯塚市 地内
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで（3 年間）
（ただし、実際の業務履行期間は令和 7 年 4 月 1 日からとし、契約締結日の翌日から、令和 7 年 3 月 31 日までは業務の準備期間とする。）

4 目的

本業務は、地域住民とりわけ生活交通弱者（高齢者や交通空白地居住者等）に対し、買物や通院などの交通手段を確保することにより、日常生活が維持できる環境を確保することを目的に行うものである。

5 業務内容

ア. 区域運行（予約乗合タクシー）

(1) 運行方法

国土交通大臣より道路運送法第 4 条に基づく一般旅客自動車運送事業（同法第 3 条第 1 号イ「一般乗合旅客自動車運送事業」に限る。）の許可を受けた者による区域運行とする。

(2) 運行日

土曜・日曜・祝日を除く平日とする。

ただし、8 月 13 日～15 日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は運休とする。

(3) 運行時間

8 時から 17 時までを基本とする。（乗車開始 8 時、最終降車 17 時を基本とする。）

ただし、その間の 1 時間程度は休憩時間とする。

(4) 運行区域

別添、予約乗合タクシー運行区域図の穂波地区内、並びに J R 筑前大分駅、ゆめタウン飯塚を運行するものとする。

(5) 乗降場所

自宅や施設付近の、安全な車両の運行や乗降が確保できる場所とする。

(6) 運行車両

車両については、定員 10 人乗り以下のワゴンタイプ 2 台とし、エアコン、自動ドア、料金箱、手すり、踏み台を装備すること。また、ドライブレコーダーを装備し、事故や苦情内容の確認を行うとともに、発注者の指示に応じてその録画内容を提示するものとする。

当該車両の前後左右に「飯塚市予約乗合タクシー」と名称入りのシール等を貼付するものとし、その作成費用は受注者の負担とする。エリアワゴンと併用している車両については、両方の名称を同時に貼付することは避け、その交通機関の運行に応じて貼りかえるなど、利用者が混乱することのないよう配慮しなければならない。なお、本業務以外の用途で当該車両を使用する際には、当該シール等は表示しないものとする。

(7) 予備車両

受注者は、緊急時、車検・点検修理時において、予備車両を確保するものとする。なお、予備車両については、ワゴンタイプに限らないものとする。

(8) 運賃

- ① 運賃体系 均一運賃 300 円
- ② 割引制度 小学生以下 無料
各種障がい者手帳所持者本人及びその介護者(1名)
(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)
通常運賃(300円)より100円割引

※障がい者割引を適用する際には、各種手帳、または手帳アプリ(ミライロID)を必ず確認すること。

- ③ 回数券 14枚つづり 1,000円

(9) 運賃の收受

運賃の收受は、現金及び回数券とし、受注者が行うものとする。受注者は最低限の釣銭を準備し、対応するものとする。

運賃の收受は、乗車時に行うこととし、收受漏れなどがあつた際には、受注者の責任において対処するものとする。

受注者は、收受した運賃収入及び回数券収入を、毎月月末締めで発注者が指定した金融機関に納付するものとする。

イ. 路線定期運行(エリアワゴン)

(1) 運行方法

国土交通大臣より道路運送法第4条に基づく一般旅客自動車運送事業(同法第3条第1号イ「一般乗合旅客自動車運送事業」に限る。)の許可を受けた者による路線定期運行とする。

(2) 運行日

日曜・祝日を除く平日及び土曜日とする。

ただし、8月13日～15日及び12月29日～1月3日は運休とする。

(3) 運行時間

別添、時刻表のとおりとする。(R7年度)

※R8年度及び9年度については、発注者の指示によるものとする。

(4) 運行路線及び停車位置

別添、路線図及び停車位置のとおりとする。(R7年度)

※R8年度及び9年度については、発注者の指示によるものとする。

(5) 運行車両

車両については、定員10人乗り以下のワゴンタイプとし、平日1台、土曜日2台とする。エアコン、自動ドア、料金箱、手すり、踏み台を装備すること。また、ドライブレコーダーを装備し、事故や苦情内容の確認を行うとともに、発注者の指示に応じてその録画内容を提示するものとする。

当該車両の前後左右に「飯塚市エリアワゴン」と名称入りのシール等を貼付するものとし、その作成費用は受注者の負担とする。予約乗合タクシーと併用している車両については、両方の名称を同時に貼付することは避け、その交通機関の運行に応じて貼りかえるなど、利用

者が混乱することのないよう配慮しなければならない。なお、本業務以外の用途で当該車両を使用する際には、当該シール等は表示しないものとする。

(6) 予備車両

受注者は、緊急時、車検・点検修理時において、予備車両を確保するものとする。なお、予備車両については、ワゴンタイプに限らないものとする。

(7) 運賃

① 運賃体系 均一運賃 100 円

② 割引制度 小学生以下 無料

各種障がい者手帳所持者の介護者(1名) 無料

(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)

※障がい者割引を適用する際には、各種手帳、または手帳アプリ(ミライロID)を必ず確認すること。

③ 回数券 14枚つづり 1,000円

(8) 運賃の收受

運賃の收受は、現金及び回数券とし、受注者が行うものとする。受注者は最低限の釣銭を準備し、対応するものとする。

運賃の收受は、乗車時に行うこととし、收受漏れなどがあつた際には、受注者の責任において対処するものとする。

受注者は、收受した運賃収入及び回数券収入を、毎月月末締めで発注者が指定した金融機関に納付するものとする。

(9) 満車時の対応

① 当該車両が利用者のために満席になり追加の乗車が出来ない場合(満車状態の場合)、及び満車になることが予測される場合には、迅速に当該車両の乗務員は受注者に連絡を取り、運行支援を求めるものとする。なお、停留所で待機中の利用者に対し、運行支援の車両が後に到着する旨の声かけを行うものとする。

② 満車時以降の当該車両の運行については、上記「イ(3)運行時刻、(4)運行路線及び停車位置」の予定のとおり運行すること。乗降場所を通過する際には、満車状態であること、及び別車両による補助運行を実施すること等を乗車希望者が認識できるように対応するものとする。なお、当該車両に乗車できる場合には、乗車させること。

(10) 別車両による運行支援

① 上記(9)①の当該車両の乗務員からの運行支援の連絡があつた時には、受注者は運行中の車両とは別の車両を用いて運行支援を行うものとする。

② 当該運行支援業務については、飯塚市地区内輸送コミュニティ交通(穂波・菰田地区)運行業務委託の受注者と別途契約を行うものとする。

6 乗務員の配置

受注者は、運行に必要な専従の乗務員を雇用し、配置するものとする。

7 回数券の販売

受注者は、当該車内で、回数券の販売を行うものとする。

なお、受注者は回数券について、適正に管理するとともに、保有する冊数を常に把握しなけ

ればならない。

8 乗降場所の確認

受注者は、予約乗合タクシー予約受付業務受託事業者から上記「5 ア(5)乗降場所」における車両の通行可否等の確認を求められた場合、必要があれば現地確認を行う等して、速やかに確認を行い、その結果について、予約乗合タクシー予約受付業務受託事業者へ報告を行うものとする。

9 忘れ物の対応

乗務員による声かけにより、当該車両内での忘れ物を未然に防ぐよう努めるものとする。

なお、忘れ物が発生した際には、受注者の事務所で保管し、当該利用者と調整のうえ受け渡すものとする。

10 運行上の責務

受注者は、道路交通法その他の関係法令を遵守の上、業務を遂行しなければならない。また、本業務遂行中に生じる待機時間には、周辺施設の活動や周辺住民の生活環境等に配慮しなければならない。(商業施設等の敷地内、周辺路上及び予約乗合タクシー利用者宅前での長時間待機などは避けるように留意すること)

受注者は、安全かつ正確な運行に努めるとともに、乗務員に対して、利用者への誠意ある接遇(マナー、服装等)を行うように、指導・教育に努めるものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第2項の規定に基づき、障がいのある利用者に対し、運行業務への過重な負担にならない範囲で「合理的配慮」を提供するものとする。なお、過重な負担に当たると判断した場合は、利用者にもその理由を説明して理解を得るよう努めるものとする。

また、苦情等に対応する体制を整備し、苦情等を受けた場合には、苦情等を受けた者に対して誠実に対応し、再発防止に努めるとともに、その内容及び対応等について、発注者の指示に応じて速やかに報告書を提出しなければならない。

11 車内の感染症対策

受注者は、利用者が安心して乗車できるよう、車内の換気や消毒等の感染症対策を講じるものとする。

12 運行の中止等

受注者は、天災地変及びその他受注者の責によらない事由により、運行区域、運行区間の全部または一部が運行不可能となる可能性がある場合には、運行内容を変更し、又は運行を中止することができるものとする。なお、路線定期運行区間においては、事前に当該区間の状況を確認するものとする。

受注者は、上記の変更又は中止をするときは、直ちに発注者へ連絡するとともに、速やかに発注者に報告書を提出しなければならない。

13 緊急時（事故発生等）の対応

受注者は、交通事故等その他やむを得ない理由により運行に支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちに現場確認を行う等により、状況を確認するとともに、速やかに発注者へ連絡し、予備車両の活用など適切な処置をとらなければならない。

なお、運行の変更又は中止をした場合には、受注者は、速やかに発注者に報告書を提出しなければならない。

14 損害賠償

受注者は、本業務において、乗客及び第三者の生命・身体並びに財産に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、受注者の責任において速やかに処理・解決するものとする。

また、その結果等について、速やかに書面により発注者に報告するものとする。

15 運行方法等の調査等

受注者は、運行方法、路線、時刻表等について、調査・提案を行うことができるものとする。

16 国庫補助金等の申請、受領等

受注者は、発注者の指示する国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）等の申請に係る資料作成等の所定の事務手続きを、受注者の指定する日までにを行うものとする。

17 道路運送法の運行許可取得

受注者は、本業務に関する運行計画について、道路運送法に基づく「一般乗合旅客自動車運送事業 区域運行許可」及び「一般乗合旅客自動車運送事業 路線定期運行許可」を令和7年3月31日までに取得しなければならない。

また、運行計画が変更になる場合には、発注者の指定する期限までに、変更計画に基づく同運行許可を取得しなければならない。

18 業務報告書

受注者は、毎月ごとに、発注者が指定する様式にて次の各項に示す事項を記載した業務報告書を業務が完了した月の翌月の7日（7日が休みの場合は翌営業日）までに提出しなければならない。また、発注者は、受注者に対し、委託業務の処理状況について随時調査し必要な報告を求めるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができるものとする。

- (1) 本業務の実施状況に関する報告書
- (2) 運賃収入の実績報告書
- (3) 回数券の販売実績及び保管数に関する報告書
- (4) 各停留所の乗降客に関する報告書
- (5) 定期的に発注者が示す利用者のアンケート調査の実施
- (6) その他発注者が指示する事項

19 準備期間

受注者は、令和7年3月31日までの準備期間において、令和7年4月1日からの運行に支障をきたすことのないよう、予約乗合タクシーについては、車載器の見方、運行の流れに沿った

一連の操作方法などの習得及び利用者の乗降場所や注意事項等の把握、また、エリアワゴンについては、時刻表、運行経路及び停留所位置の把握を十分に行うとともに、試験走行を実施するなど万全な準備を整えるものとする。

20 プロポーザルでの提案内容等

当該業務の履行にあたっては、プロポーザル実施時に提出された提案書記載内容及びプレゼンテーションでの説明内容等について、確実に履行しなければならない。

21 個人情報保護

当該業務の履行上知り得た個人情報を、第三者に開示または漏えいしてはならず、本業務契約の履行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

22 委託料の支払

発注者は、委託料を毎月払いとし、毎月の業務完了検査終了後、受注者からの適正な請求に基づき支払うものとする。

毎月の支払額は、契約金額を12で除したものを毎月、受注者に支払うものとする。

なお、各月業務完了分の支払金額に千円未満の端数が生じる場合、その端数については、最終月の業務完了分に加算する。

発注者は、請求書を受領してから30日以内に受注者が指定した金融機関に振込むものとする。

なお、契約締結日から令和7年3月31日までは業務の準備期間のため、委託料の支払いは発生しない。

23 見積金額等

受注者の業務委託の履行期間は令和7年度から令和9年度までの3年間とするが、今回の見積金額は令和7年度の1年分のみとし、その見積金額を令和7年度分の委託料とする。

24 令和8年度、令和9年度の委託料

令和8年度、令和9年度の委託料については、運行時間及び運行日数、運行車両等の変更を行わない場合は、令和7年度の委託料（税抜）と同額とする。

なお、運行時間及び運行日数等の変更を行う場合の委託料は、令和7年度の委託料（税抜）を同年度の年間運行時間数で除した金額（1円未満切捨て）に、変更後の年間運行時間数を乗じた金額を当該年度の委託料（税抜）とする。また、運行車両等の変更が生じた場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

25 契約の変更

契約について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議し、定めるものとする。

26 契約の解除

発注者は、次の事項のいずれかに該当するときは、受注者との契約を解除することができるものとする。

(1) 受注者の責めに帰すべき事由により、契約内容の履行の見込みがないと認められたとき。

(2)受注者が、契約の締結または履行に当たり、不正な行為をしたと認められるとき。

受注者は、前項の規定により契約が解除されたときは、発注者に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

27 協議

この仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者が協議して定めるものとする。

■予約乗合タクシー運行区域図



穂波・菰田地区

令和7年度 運行計画 案

●路線図



凡例
 穂波・地区エリアワゴン
 ● 穂波・菰田地区(平日5日、土曜運行)
 ● 穂波地区(高田系統)(水・木・土曜運行)

●穂波地区エリアワゴン(高田系統)(水・木・土曜運行)運行ダイヤ

停留所	水・木・土	土
西運送車庫	9:00	12:31
高田炭焼	9:03	▼
天寿園	9:05	▼
高田公民館	9:08	12:33
青山医院	9:09	▼
津原老松神社	9:11	▼
津原公民館	9:12	▼
津原橋	9:14	12:37
安恒公民館	9:16	12:39
椿ポンプ場	9:18	12:41
ナフコ飯塚南店(新設)	9:21	12:44
ハローデイ穂波店	9:24	12:47
穂波交流センター	9:26	12:49
穂波支所	9:28	12:51

停留所	水・木・土	土
穂波支所	9:38	
西運送車庫	9:48	
高田公民館	9:50	
青山医院	9:51	
津原老松神社	9:53	
津原橋	9:54	
棕本前田	9:59	
津原公民館	10:01	
コメリ飯塚店	10:05	
天道駅	10:10	
西鉄薬市公園(新設)	10:11	
ほなみあじの街(新設)	10:16	
倉光食品前(新設)	10:18	
穂波支所	10:23	
穂波交流センター	10:25	
ハローデイ穂波店	10:27	

停留所	水・木・土	土
ハローデイ穂波店	10:42	
穂波支所	10:45	13:41
穂波交流センター	10:47	13:43
ハローデイ穂波店	10:50	13:46
ナフコ飯塚南店(新設)	10:52	13:48
椿ポンプ場	10:54	13:50
安恒公民館	10:56	13:52
津原橋	10:58	13:54
津原公民館	10:59	▼
津原老松神社	11:01	▼
青山医院	11:03	▼
高田公民館	11:04	13:58
天寿園	11:07	▼
高田炭焼	11:09	▼
西運送車庫	11:12	14:00

停留所	水・木・土	土
西運送車庫	11:22	
ハローデイ穂波店	11:37	
穂波交流センター	11:39	
穂波支所	11:41	
倉光食品前(新設)	11:47	
ほなみあじの街(新設)	11:49	
天道駅	11:54	
西鉄薬市公園(新設)	11:55	
コメリ飯塚店	12:00	
棕本前田	12:03	
津原橋	12:10	
津原老松神社	12:11	
青山医院	12:13	
高田公民館	12:14	
西運送車庫	12:16	

●穂波・菰田地区エリアワゴン(平日5日、土曜運行)運行ダイヤ

停留所	月・火・金・土	1便
南尾	8:10	
野間公園	8:11	
神の浦浦田	8:12	
忠隈浦田	8:13	
忠隈住民センター	8:15	
五穀神	8:18	
菰田市営住宅	8:19	
菰田交流センター	8:20	
飯塚駅前	8:23	
若菜小学校	8:32	
小正浦の原	8:34	
市立病院	8:37	
椿ポンプ場	8:40	
ナフコ飯塚南店(新設)	8:42	
ハローデイ穂波店	8:44	
穂波交流センター	8:46	
穂波支所	8:47	

停留所	月・火・金・土	2便
穂波支所	8:57	
南尾	9:00	
野間公園	9:01	
神の浦浦田	9:02	
忠隈浦田	9:03	
忠隈住民センター	9:05	
カホテラス	9:12	
飯塚駅前	9:19	
飯塚駅前	9:22	
トライアル飯塚店	9:25	
徳前	9:27	
イオン穂波店	9:31	
穂波福祉総合センター	9:35	
市立病院	9:41	

停留所	月・火・金・土	3便
五穀神	10:06	
菰田市営住宅	10:07	
菰田交流センター	10:08	
カホテラス	10:14	
飯塚駅前	10:21	
ゆめタウン	10:24	
トライアル飯塚店	10:27	
徳前	10:29	
イオン穂波店	10:33	
穂波福祉総合センター	10:37	
市立病院	10:43	

停留所	月・火・金・土	4便
穂波支所	11:02	
穂波交流センター	11:03	
ハローデイ穂波店	11:05	
ナフコ飯塚南店(新設)	11:07	
椿ポンプ場	11:08	
市立病院	11:11	
小正浦の原	11:14	
若菜小学校	11:16	
穂波福祉総合センター	11:17	
イオン穂波店	11:22	
徳前	11:26	
トライアル飯塚店	11:29	
ゆめタウン飯塚	11:33	
飯塚駅前	11:35	
カホテラス	11:42	
忠隈住民センター	11:49	
忠隈浦田	11:51	
神の浦浦田	11:52	
野間公園	11:53	
南尾	11:54	
穂波支所	11:57	

停留所	月・火・金・土	5便
市立病院	13:01	
イオン穂波店	13:11	
徳前	13:14	
トライアル飯塚店	13:17	
ゆめタウン飯塚	13:21	
忠隈住民センター	13:26	
カホテラス	13:31	
鶴三緒	13:33	
飯塚記念病院入口	13:34	
五穀神	13:37	
菰田市営住宅	13:38	
菰田交流センター	13:39	
飯塚駅前	13:42	
ゆめタウン飯塚	13:46	
飯塚駅前	14:52	
菰田交流センター	14:55	
菰田市営住宅	14:56	
五穀神	14:57	
忠隈住民センター	15:00	
忠隈浦田	15:02	
神の浦浦田	15:03	
野間公園	15:05	
南尾	15:06	
穂波支所	15:09	

停留所	月・土	6便
ナフコ飯塚南店(新設)	14:25	
市立病院	14:30	
小正浦の原	14:33	
若菜小学校	14:35	
穂波福祉総合センター	14:36	
イオン穂波店	14:41	
徳前	14:43	
トライアル飯塚店	14:46	
ゆめタウン飯塚	14:50	
飯塚記念病院入口	15:33	
五穀神	15:35	
菰田市営住宅	15:36	
菰田交流センター	15:37	
飯塚駅前	15:40	
ゆめタウン	15:44	
トライアル飯塚店	15:47	
徳前	15:49	
イオン穂波店	15:53	
穂波福祉総合センター	15:57	
若菜小学校	15:58	
小正浦の原	16:00	
市立病院	16:03	
ナフコ飯塚南店(新設)	16:08	

停留所	月・土	7便
穂波支所	15:19	
南尾	15:22	
野間公園	15:23	
神の浦浦田	15:25	
忠隈浦田	15:26	
忠隈住民センター	15:28	
鶴三緒	15:32	
飯塚記念病院入口	15:33	
五穀神	15:35	
菰田市営住宅	15:36	
菰田交流センター	15:37	
飯塚駅前	15:40	
ゆめタウン	15:44	
トライアル飯塚店	15:47	
徳前	15:49	
イオン穂波店	15:53	
穂波福祉総合センター	15:57	
若菜小学校	15:58	
小正浦の原	16:00	
市立病院	16:03	
ナフコ飯塚南店(新設)	16:08	

停留所	月・土	8便
ナフコ飯塚南店(新設)	16:18	
市立病院	16:23	
イオン穂波店	16:32	
徳前	16:34	
トライアル飯塚店	16:37	
ゆめタウン飯塚	16:41	
飯塚駅前	16:43	
菰田交流センター	16:46	
菰田市営住宅	16:47	
五穀神	16:48	
忠隈住民センター	16:51	
忠隈浦田	16:53	
神の浦浦田	16:54	
野間公園	16:56	
南尾	16:57	